



保育士応援事業 充実した支援策で 保育士への復職などをサポート

現在、市内で働く保育士が不足しています。
市では、市内の私立保育施設などで働く保育士の皆さんを「保育士応援事業」で支援しています。子どもたちの未来のために皆さんの力を貸してください。

【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

1 ■復職支援[登録制]

【対象】市内の保育施設へ再就職を希望する人で、次のいずれかの資格を有する人[保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭]
【内容】▶個別相談▶復職に向けたトレーニング▶職場紹介・見学・体験
【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

4 ■家賃補助

【対象】令和6年3月1日までに市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に1日6時間以上、月20日以上従事している人
【補助額(月額)】採用から3年間、年数に応じて家賃の2分の1～4分の1を補助(年間最大24万円)
【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

2 ■再就職支援金の貸し付け

【対象】令和5年4月1日までに市内の私立保育施設に再就職した人で、保育業務に週20時間以上従事している人(復職支援者登録が必要です)
【貸付額】10万円
※1人1回限り。用途は問いません。1年間勤務で返還を免除します
【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

3 ■保育料の減免・補助

【対象】令和6年3月1日までに市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に週20時間以上従事し、認可保育施設に子どもを預けている人
【減免・補助額(月額)】▷第1子…1万円▷第2子…5千円
【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

*対象には、一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください

5 ■奨学金返済支援補助

【対象】令和6年3月31日までに市内の私立保育施設に就職した人で、保育業務に1日6時間以上、月20日以上従事している人
【補助対象奨学金など】日本学生支援機構奨学金(第一・二種)、あしなが育英会奨学金、交通遺児育英会奨学金、伊藤育英会奨学金、生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費・就学支度金)、母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)
【補助対象期間】36カ月(最大)
【補助額】返済額の2分の1(年額上限12万円、1万円×12カ月)
【問い合わせ】教育委員会こども課(☎41-3149)

6 ■ふるさと保育士確保事業補助

【対象】市の奨学金を返還していて、市内の私立保育施設に勤務している保育士
【補助額】奨学金返還額の2分の1
【問い合わせ】教育委員会学務管理課(☎41-3143)

免除制度を活用し 国民年金保険料を納めましょう



国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。

4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料(以下「保険料」と言います)は、月額1万6610円です。

経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの障害基礎年金などが受けられない場合があります。

■保険料の免除制度

本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると全額免除、または一部免除されます。

また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業などにより納付が難しいとき、特例で免除を受けられる場合があります。

■保険料の納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認さ

れると保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

前年の所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

*これらの制度は、申請日より原則2年1カ月前までさかのぼって申請できます

●申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の令和3年度分(7月分から令和4年6月分まで)の申請は、7月1日から受け付けています。なお、学生納付特例制度の令和3年度分(4月分から令和4年3月分まで)の申請は、4月1日から受け付けています。

【問い合わせ・申請】

○本館国保医療課(☎41-3585)
○各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)
○花巻年金事務所(☎23-3351)
○ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)

臨時特例による免除制度をお知らせします

■対象 次の要件を全て満たす人

▶令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人▶令和2年2月以降の所得の状況から見て、年間所得見込み額が現行の国民年金保険料の免除に該当する水準になる人

■期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、所得の申立書を添えて、右記まで提出してください。

*申請書類は、本館国保医療課、各総合支所健康福

祉係に備え付けているほか、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています

■提出先

▶花巻年金事務所…〒025-8503 材木町8-8 ☎23-3351
▶本館国保医療課…〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3585

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、本館国保医療課(☎41-3585)